

令和8年度第2回竹原市人権啓発講座 「実践 カスタマーハラスメント対策 ～事例から学ぶ境界線と、現場を守る組織の対応術～」

11/17(火)

13:30～15:00
(受付開始13:00)

SNSに
アップしてやるよ

土下座しろ!!

つべこべ言うな!
言われたとおりにしろ!

慰謝料払ったら
許してやるよ

お客様は
神様
じゃないのか!

場 所

竹原市役所
3階
大会議室

講 師



弁護士法人 広島メープル法律事務所
な か い か つ ひ ろ

弁護士 中井 克洋 さん

内 容

令和8年10月の法改正でカスタハラ対策が義務化され、組織には毅然とした対応体制が求められます。

そのために、
○正当なクレームとの境界線
○法的な見極めと現場を守る実用的な対応術
などをお話します。

プロフィール

平成22年度 中国地方弁護士連合会常務理事
平成20年度、平成22年度～平成29年度
広島弁護士会民事介入暴力問題対策委員会委員長
平成30年度、令和元年度
日本弁護士連合会民事介入暴力対策委員会委員長
令和4年6月～現在
公益財団法人暴力追放広島県民会議理事長

問い合わせ

竹原市 市民福祉部 地域づくり課 人権男女共同参画係
電話:0846-22-7736 FAX: 0846-22-8579

主催：竹原市 共催：東広島竹原人権擁護委員協議会
後援：広島西条公共職業安定所竹原出張所